

## =お知らせ=

### 騒音計の検定について(指定工場の皆様へ)

本年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間(前回検定から5年間)を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願いします。

1. 日 時 5月27日(水)9:30~15:00  
(受付 9:30~14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター  
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！

## 令和2年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追って案内しますが、あらかじめご承知下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
都 留	令和2年 6月 15日(月)	(有)三協自動車修理工場	9:30～16:00
韮 崎	7月 29日(水)	協 同 組 合 アムス 韮 崎	9:30～16:00
甲 府 北	8月 5日(水)	甲府車検センター協業組合	9:30～16:00
塩 山	9月 1日(火)	塩山車検センター協同組合	9:30～16:00
南アルプス北	12月 9日(水)	ア ク テ ィ ブ カ ー ズ	9:30～16:00
南アルプス南	12月 16日(水)	井 上 モ 一 タ 一 ス	9:30～16:00
日 下 部	令和3年 1月 28日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
甲 府 南	2月 3日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
市 川	2月 19日(金)	久 保 田 自 動 車 工 業	9:30～16:00

## 令和元年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月22日(日)振興会研修センターにおいて実施され、申請者数、受験者数は、次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
一級小型(筆記 )	3	3
二級ガソリン	42	42
二級ジーゼル	17	17
三級シャシ	5	5
三級ガソリン	23	23
自動車車体	1	1
合 計	91	91

# 自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせについて

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)

The screenshot shows the MLIT website's navigation bar with links to Home, About MLIT, News & Announcements, Policies & Laws, Open Data, etc. Below the navigation, a breadcrumb trail indicates the path: Home > Policy & Work > Automobile > About Automobile Specialized Maintenance. The main content area is titled 'Automobile Specialized Maintenance' and contains a large text box explaining the new regulation starting April 2020. It states that the new system will cover more parts than the previous one, including electronic control units and driving assistance systems. Below this text are two informational banners: one for 'Prohibited Maintenance Work' (NG work) and another for 'STOP Prohibited Maintenance!!' (OK work). Both banners provide details on what is prohibited and what is allowed under the new rules.

国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音 Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ

自動車

組織 予算 税制・財投 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等(電子制御装置整備)に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！

認証を受けなければ、規定の自動車の  
ブロントラスト、バッパ、クリル、  
カミラ、レーダー<sup>脱着</sup>  
が行えません!!!

NG

その作業、本当にやって  
大丈夫/? 気をつけ!  
~ガラス・バンパ等の脱着!~

令和2年4月  
から

未認定行為は、道路運送車両法違反です!

STOP違法整備!!

未認定行為は、道路運送車両法違反です!

## 自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

## 令和2年度「春の連休時における交通安全運動」の実施について

山梨県では、4月29日(水)から5月6日(水)までの8日間、下記の実施要項に基づき「春の連休時における交通安全運動」が実施されます。

各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますよう、ご協力をお願いします。

### 期間

4月29日(水)～5月6日(水)までの8日間

#### 1. 年間スローガン

乗せるのは 君の宝(かぞく)と その未来(あした)

#### 2. 重点目標

- (1) 県外車両や県外者の交通事故防止
- (2) 二輪車の交通事故防止
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 自転車の安全適正利用の推進

## 第48回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとめましたので、概要をお知らせします。

#### 1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6ヶ月間における業績及び向こう6ヶ月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

#### 2. 調査時期及び調査地区

- ・ 調査時期 : 令和2年1月
- ・ 調査地区 : 全国

#### 3. 調査対象及び回収数

- ・ 調査対象 : 専業の認証 (回収数 258)  
: 専業の指定 (回収数 402)  
: ディーラーの指定 (回収数 304)

回収合計964

#### 4. 調査結果の概要

1. 第48回(令和元年7～12月期)は令和2年1月時点の調査であり、経済指標は次の通り

○GDP成長率(一次速報値、四半期別)

・実質GDP成長率は、7～9月期が+0.1%、10～12月期が▲1.6%

・名目GDP成長率は、7～9月期が+0.5%、10～12月期が▲1.2%

○家計調査(総世帯、第3四半期+第4四半期、対前年同期比)

消費支出…………… + 0.3%

自動車維持費…………▲ 0.8%

ガソリン…………… ▲ 7.2%

自動車等部品・関連用品… +11.3%

自動車整備費…………… + 7.7%

○景気動向指数(CI一致指数)

「下げ止まり」(7月)→「悪化」(8～12月)

2. 今期(令和元年7～12月)の総整備売上高DI、総入庫台数DIはいずれも前期に対して低下

○国内では、令和元年10月の消費税率引き上げと駆け込み需要による反動や、台風19号による被害により、個人消費や企業の生産活動が低迷した。また、世界経済の減速が輸出入の荷動きを停滞させ、建設需要の低迷と相まって貨物輸送量を引き下げた。

○個人消費の低迷などにより、緊急度の低い軽微な事故整備や消耗部品の交換などが先送りされ、整備需要のベースとなる継続検査台数も減少(※下表①リーマンショック、②エコカー補助金終了後の反動減、④平成26年度の消費税率引き上げによる新車販売台数減の影響による)により、全ての業態で総整備売上高DIと総入庫台数DIが低下したと考えられる。

※継続検査対象台数は保有台数と相関があり、近年は1年おきに山・谷を繰り返している。

①リーマンショック(H20/9)、②エコカー補助金(H21/4～H22/9、H23/12～H24/9)、③東日本大震災(H23/3)、④消費税率引き上げ(H26/4、R1.10)、⑤軽自動車税の増税(H27/4)などによる新車販売台数の増減の影響による。

3. 来期(令和2年1～6月)の業績予想では、総整備売上高DI、総入庫台数DIは概ね前期に対して低下

○新型コロナウイルスの世界的感染拡大などにより、個人消費のみならず、直接・間接的に多岐に亘る経済的ダメージが予想される。特に、現時点では収束の見込みが立たないため、その影響は推し量れない。

○2019年の新車販売台数は前年比1.5%減と3年ぶりのマイナスになったことを受けて、継続検査台数は減少、個人消費の一層の落ち込みの影響もあり、厳しい状況になると予想される。

4. 整備業界全体の景況感DIは低下

○業態別でも全ての業態で低下

○景況感DIは、リーマンショックの影響があった第26回(平成21年1月調査)を底に上昇基

調になったが、その後マイナス圏内を推移し続けており、過半数の事業者は依然として「景気は悪い」と感じている。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

## 【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないなくても助成対象とし、  
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

## 【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があつた月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があつた月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

## 【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

## 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01



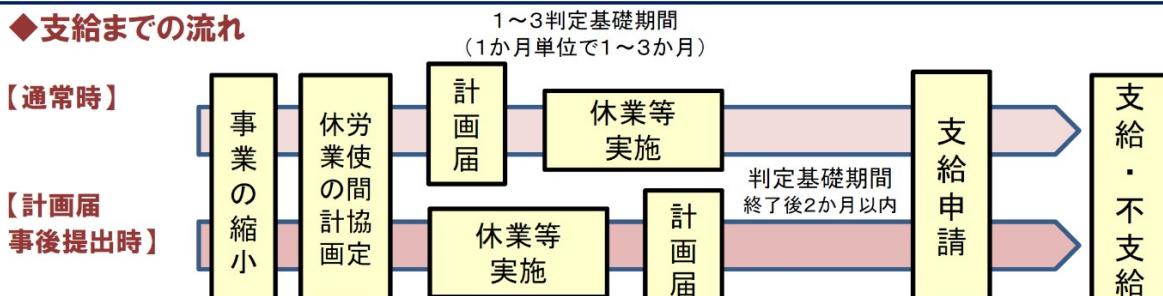
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

### ◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。（※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。）
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

### ◆支給までの流れ



### ◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。	
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。	
【添付】労使協定書	・労使協定書 ・労働者代表確認書類	
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・生産指標（売上高等）のわかる書類 ・所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等	

### ◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ①休業の実施予定期・日数、②休業の時間数、
- ③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

### ◆その他の主要な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
  - 審査に必要な書類等を整備・保管していること
  - 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
  - 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。  
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

## 今月の配布物について

国土交通省より、タカタ製エアバッグ未改修車両を車検で有効期間を更新しない措置のユーザー説明用リーフレットが配布されましたので、ユーザー向け説明の際にご活用頂き、リコール改修促進のご協力をお願いします。

また、自動車リサイクル部品の活用推進のための啓発用ポスターが配布されましたので、各工場に掲示をお願いします。

- タカタ製エアバッグ未改修車両を車検で  
有効期間を更新しない措置のユーザー説明用  
リーフレット 各工場 2枚

- 自動車リサイクル部品の活用推進のための  
啓発用ポスター 各工場 1枚



## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」3月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	河野自動車整備工場	963	市川
(有)大木自動車	922	甲府西	(株)稻葉工業	63	南巨摩南
野沢自動車工場	971	甲府西	中込モータース	364	南巨摩北
三友自動車工業(有)	15	甲府南	保坂自動車	619	南巨摩北
(株)キリン自動車	411	甲府南	御坂自動車修理工場	165	東八
神戸自動車整備工場	793	甲府南	石川自動車整備工場	377	東八
(有)塩部モータース	189	甲府北	(有)富士自動車	524	東八
(有)カーサービス五味	1106	甲府北	小澤自動車工業	931	東八
末木モータース	431	峠北	三富自動車工業	782	日下部
(有)小沢自動車	514	韮崎	(株)田辺自動車	113	塩山
(有)輿石自動車工業	665	韮崎	後藤モータース	509	塩山
山本自動車整備工場	699	韮崎	塩山オートサービス	550	塩山
(株)オートサービス三金	559	南アルプス南	森山自工	842	塩山
(有)落合自動車工業	1024	南アルプス南	東信自動車整備工場	314	岳麓
(有)堀田自動車工場	669	南アルプス北	コマタオートセンター	433	都留

### 整備作業中の事故発生について

日整連より、自動車整備事業場において、下記の整備作業中の事故報告がありました。  
会員事業者の皆様には、引き続きご注意されますようお願いします。

記

#### 【事故概要】

・北陸信越管内 【令和2年3月27日 16時30分頃】

大型普通ダンプの荷台後端の鉄板張替え修理を行うため、後部あおりを開いた状態で支点部分に角材をかませ、あおりを開いたままで作業していたところ、角材が外れ、あおりが下がり、顔と右腕を挟まれ死亡した(1人で作業をしていたため推測)。

# 事務局組織図について

令和2年4月1日現在

